

会則

桃山学院大学 OBOG税理士の会

第一条（名称）

本会は桃税会(ももぜいかい)と称する。

第二条（目的）

本会はメンバー相互の親睦、研鑽と桃山学院大学学生支援並びに桃山学院大学の発展に寄与することを目的とする。

第三条（メンバー）

本会のメンバーは桃山学院大学及び大学院卒の税理士でメンバー名簿に記載された者とする。

第四条（世話人）

本会の円滑な運営のためメンバーの中から若干名の世話人を置く
世話人の任期は2年とし、総会によって選任する。

第五条（アドバイザー）

本会にアドバイザーをおくことができる。
アドバイザーは桃山学院大学の教職員等で、世話人会で推薦しアドバイザー名簿に記載された者とする。

第六条（入会）

本会への入会は、希望者からの申出と世話人の承認を要する。

第七条（ホームページ）

本会の連絡用として次のアドレスにホームページを開設し、パスワードを設定した上で
メンバー名簿とバイザー名簿をWeb上に設置する。

<http://st-andrews-tax.jimdo.com/>

第八条（事業年度）

本会の事業年度は毎年7月1日～翌年6月末日とする。

第九条（会費）

定期では会費を徴収せず、費用が発生した場合にはその都度実費精算する。

第十条（総会）

年に一回、原則として9月に開催する。

（附則）

この会則は平成27年1月31日(第一回総会開催の日)から実施する